

令和5年度（令和4年度の事務対象）

教育に関する事務の点検及び評価報告書

令和5年8月23日

三条市教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検及び評価について 1

II 主要な施策に対する評価等について 3

項 目	主 担 当	評 価			ペー ジ
		R2	R3	R4	
1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実					
(1) 学校運営改善システムの構築	学校教育課	B	A	B	3
(2) 開かれた学校づくり		A	A	A	4
(3) 教職員の資質や指導力の向上		A	A	A	6
(4) 確かな学力の育成		B	B	B	7
(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実		B	B	B	8
(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進		B	C	B	9
2 社会の進展に対応した教育の推進					
(1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進	学校教育課	B	A	B	11
(2) 市民性を高める教育の推進		B	B	B	13
(3) 社会で自立するための特別支援教育の充実		B	B	B	14
(4) 学校外における学びの機会の充実		B	B	C	15
3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実					
(1) 幼児教育内容の充実	子育て支援課	B	B	B	16
(2) 幼保小連携の推進		C	B	B	18
(3) 家庭への支援の充実		B	B	B	20
4 教育の充実を図る環境の整備					
(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備	教育総務課	A	B	A	22

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

III 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について 24

I 教育に関する事務の点検及び評価について

1 実施方針

(1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる5つの基本方針を推進する上で設定した指標とし、令和4年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する社会教育機関及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりませんので、5つの基本方針のうち「3 学び続ける生涯学習・スポーツ環境づくり」を除いた4つの基本方針における指標を点検及び評価の対象としています。

イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数3人 任期2年）を設置し、教育に関

し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲 尾 周 (委員長)	新潟大学教職大学院教授
星 野 孝 好 (委員長職務代理者)	元三条市立大崎小学校校長
味 田 麻 里	三条市PTA連合会外部委嘱委員

Ⅱ 主要な施策に対する評価等について

1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

1-1(1) 学校運営改善システムの構築

(学校教育課)

【施策の基本方針】

三条市教育基本方針や学校教育プランが示す「確かな学力」や「豊かな人間性と社会性」「たくましく生きるための健康や体力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム(※1)を、市立全小・中・義務教育学校で統一運用することにより、事務の効率化を高め、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することで生徒指導上の諸問題の解決や学力向上の取組を進めるとともに、情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績、保健等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有したり統一した様式で通知表や保健関係の書類等を印刷したりすることができるシステムのこと。三条市が採用しているものでは、令和2年度途中から、メール、掲示板、アンケート等の機能が加わった。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業（制度移行推進事業）

小中一貫教育アンケートの結果から、各学校・学園の取組を客観的に見取り、その成果と課題を把握し、改善・充実に向けた取組を進める。またアンケートの実施により、改善策を考える機会になるよう努め、小中一貫教育の推進を強化する。

② 校務支援システム利用促進事業

校務支援システムの積極的利用により、事務作業の効率化を進めるとともに、教職員が児童生徒と向き合える時間の確保、生徒指導上の諸問題や学力の向上への対応の充実、教育情報の管理・徹底を図る。

【令和4年度における評価】 B

小中一貫教育アンケートは、平成30年度に市共通項目を3つに絞り、各校の学校評価に取り入れて実施している。大幅な改訂から5年目となり、学校評価アンケートと連動したPDCAサイクル(※2)が軌道に乗り、小中一貫教育を軸とした教育システムの改善につながっている。

校務支援システムは、成績処理や保健管理等のシステムだけでなく、メー

ルや掲示板等の機能を使い職員間の情報共有に役立てている学校が増え、活用が促進された。活用のための研修会をオンラインで提供して、システムを使う教職員のニーズに対応した。また、学校からの質問・要望には、システム運営会社が設置するヘルプデスクに対してこれまでより早く対応、解決するよう重ねて依頼した。これらにより、教職員の事務が効率的に進められ、成果につながったものとする。

※2 PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、取組を継続的に改善していく手法のこと。

【今後の方針】

ここ数年、教職員の小中一貫教育アンケート結果の肯定的評価は目標値を達成しているが、令和4年度は、強い肯定の数値が上昇した一方で、肯定的評価全体は前年度より減少した。これは、複数年勤務者と新規転入者の受け止めに温度差があるのではないかと考えられる。教育センター主催教職員研修講座やオーダーメイド訪問（各校の校内研修に指導主事が訪問し、各校の指導要請に応じて支援するもの）等の小中一貫教育に関する働きかけを継続し、今後も各学校・学園のニーズに柔軟かつ幅広く対応して、「三条市授業スタンダード」（5つのポイントを押さえた授業モデル）の実践や各学園・学校による「小中一貫教育カリキュラム」の自学園化・自校化に職員全体で取り組めるようにし、小中一貫教育への更なる理解や意識を高めていく。

校務支援システムは、令和4年度にシステムが更新された。これまでは、帳票の出力完了まで待つ必要があったが、出力の指示だけできるようになり、待つことなく別の作業を進められるようになった。令和5年度以降は、令和7年度予定のシステム契約更新時によりよいシステムへの変更も含めて情報管理課と連携していく。

1-2 開かれた学校づくり

（学校教育課）

【施策の基本方針】

小中一貫教育を支える仕組みとしてコミュニティ・スクール（※3）を全市に導入する。学校運営への地域住民・保護者代表等の参画、地域と連携した教育活動の充実を図るとともに、教育活動にかかわる地域への積極的な情報提供を通して、開かれた学校づくりを推進する。

※3 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。三条市においてはこの「学校運営協議会」を各学校に設置しており、それとともに市内学校が中学校区を基にした9つの学園に属した中でも、それぞれの学園において「学園運営協議会」を設置している。なお、大崎学園は、小学校と中学を合わせた1つの義務教育学校なので、「大崎学園学校運営協議会」のみが置かれ、「学園運営協議会」はない。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(学園・学校運営協議会)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を各学校・学園に導入し、地域とともにある学校づくりを推進する。

【令和4年度における評価】A

コミュニティ・スクールの全市導入から3年目となり、地域の方や保護者に「地域に開かれた学校づくり」の意識が浸透してきている。運営協議会での熟議を通して、保護者や地域の方には学校や学園の経営方針の理解が進んだり、教職員には地域の方とともに学校や学園運営をしていく意識付けが図られたりしている。令和4年度は、これまで同様新型コロナウイルス感染症の影響もあり、児童生徒が地域へ出かける活動等が制限された。しかし、地域素材を生かした「小中一貫教育カリキュラムの自学園化」や交流形態の工夫(オンラインの活用や活動の目的の明確化など)により、地域と交流しながら学ぶ意識を高めることができた。新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、小中一貫教育アンケートの肯定的評価の数値の大幅な下降は見られず、各学校において確実に地域に開かれた学校づくりを推進しているといえる。

【今後の方針】

地域に開かれた学校としていくためには、各学校・学園の取組の充実が大切である。そのために、学園・学校運営協議会の委員の方々には、三条市教育委員会主催研修会を実施したり、新潟県教育委員会主催の研修会を紹介したりして参加を促すとともに、保護者や地域の方々には学園の広報等を通じて、コミュニティ・スクールの目的や具体的な活動について知らせていく。また、各学校・学園や小中一貫教育推進リーダー等には、地域と交流する際のポイントについて理解を図る研修を引き続き行っていく。

感染症対応が緩和される中で、各学校・学園において地域の方や保護者との活動機会を確保していくとともに、単純に感染禍前に戻すのではなく、ICT機器の更なる活用や活動の精選等も視野に入れながら教育活動を展開していく。

1－(3) 教職員の資質や指導力の向上

(学校教育課)

【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を基軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センター等の研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業（研修講座の充実）

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。

② 小中一貫教育推進事業（校内研修等の充実）

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修等の教職員研修を各学校や学園で実施する。また、授業力向上実践研修を開催するとともに、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っていく。

【令和4年度における評価】 A

教職員の資質や指導力の向上を目指し、教育センター研修講座の内容の見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインなどの方法を取り入れ、参加形態を工夫して実施した。結果、各講座への参加者数及び参加者の評価は、引き続き概ね満足できるものとなった。また、学校のニーズに柔軟に幅広く対応するオーダーメイド訪問（学校訪問）や各学校で外部講師を招いた研修も多く実施された。主体的に多様な講師から学ぶことを通して、教職員の研修意欲が向上し、資質や指導力の向上が図られている。

【今後の方針】

教育センター研修は、今日的な課題である特別な支援を要する児童生徒をサポートするために、関係機関との連携研修を実施する。また、教職員のニーズに応じ、前年度重点教科としていた算数・数学指導力向上研修の見直しを行い、内容の一層の改善を図る。リモート方式やオンデマンド方式を推進し、受講者が研修へ参加しやすくなるようにする。あわせて、オーダーメイド訪問を中心に学校訪問支援体制づくりを推進する。

1- (4) 確かな学力の育成

(学校教育課)

【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、全国標準学力検査（NRT）（※4）を実施し、学園ごとにその結果を基に小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、学園ごとの公開授業研究（協議会）において指導主事が指導したりすることで、教職員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※4 全国標準学力検査（NRT）とは、昭和25年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査のこと。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が高いため、客観的な学力測定に用いられている。

【主な事務事業】

① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）を実施し結果を分析して指導に生かすとともに、教職員研修を行い、教職員の資質や授業力の向上を図る。

【令和4年度における評価】 B

NRT 偏差値について、小学校及び義務教育学校前期課程（対象：6年生）では、国語は全国平均(50.0)を若干下回り、算数は全国平均(50.0)を上回ったものの、どちらも目標値(53.0)には達していない。中学校及び義務教育学校後期課程（対象：3年生及び9年生）では、国語は目標値である全国平均(50.0)に達しているが、数学と英語はやや下回っている。

重点教科である算数・数学と外国語に加え、新たに国語で教科指導の研修会を開催し、授業づくりを支援した。今後、GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用に向け、教師がICTをツールとして、その特性や強みを生かして指導できるよう更に研修を充実させていく必要がある。

【今後の方針】

引き続きオーダーメイド訪問等での指導・支援により、教職員の授業力の一層の向上を図る。令和4年度末に総編集版を作成・提示した「三条市授業スタンダード」については、5つのポイント（スタートラーニング・学習問題・対話・まとめ・振り返り）を大切にしながらも、そこにとらわれすぎることなく、「子ども主体の授業づくり」に向けた指導・支援を行っていく。

国語、算数・数学、外国語・英語について、授業力向上に向けた研修会を実

施する。大学教授や豊富な実践経験を有する現職教員を講師として、すぐに授業に生かすことができるより実践的な内容を取り上げていく。また、中学校、義務教育学校後期課程の生徒に対して、「家庭学習プランニングノート」を活用した家庭学習の習慣化に向けた取組を継続する。

1-(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

(学校教育課)

【施策の基本方針】

発達段階に応じて、Q-U 検査（※5）又は hyper-QU（※6）検査を全学校で年 2 回実施する。検査結果から児童生徒と学級の実態を把握し、学級経営、指導改善に生かすことで、いじめや不登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業や異学年交流事業、小小合同体験合宿、合同修学旅行などの体験活動を充実させることで、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめ防止、不登校・不適應の未然防止に努める。

※5 Q-U 検査とは、児童生徒個々の学級生活における満足感や学校生活での意欲の状態を質問紙によって測定するもの。

※6 hyper-QU 検査とは、ソーシャルスキル（関わりのスキル・配慮のスキル）の検査項目を含んでおり、小学校 6 年生・中学校 1 年生、義務教育学校 6 年生・7 年生だけを対象として実施しているもの。その他の学年はソーシャルスキル検査を含まない Q-U 検査を実施している。

【主な事務事業】

① いじめ・不登校対策事業 (hyper-QU 検査関係)

Q-U 検査(小学校 6 年生・中学校 1 年生、義務教育学校 6 年生・7 年生は hyper-QU 検査)により、児童生徒と学級を客観的に分析することで、効果的な支援の手立てを構築できる。同時に、小中 9 年間の情報一括管理が可能となり、児童生徒一人一人の 9 年間の継続した支援が可能となる。実態に応じて、体験的活動、スキルトレーニングなどを実施し、社会性の育成に努める。

【令和 4 年度における評価】 B

各学園の「深めよう絆スクール集会」において、小中学生が一緒に話し合い活動を行ったり、レクリエーションを行ったりした。また、学園親善陸上大会や小小合同体験合宿、合同修学旅行を学園内で実施するなど、交流活動に制限がある中で、社会性の育成を図るために実施内容・方法を工夫して取り組むことができた。

成果指標としている中学校 1 年生・義務教育学校 7 年生のソーシャルスキル

の数値は、「配慮（人間関係における気遣いの行動）のスキル」が55.8、「関わり（関係性を築こうとする能動的行動）のスキル」が54.0と、全国平均及び目標としている53.0を上回ることができた。

いじめ認知件数は増加（123件→149件）した。いじめを積極的に認知し、いじめの早期発見、迅速で適切な対応を重視していることから、教職員のいじめを積極的に認知する意識の高まりと捉えることができる。認知後の組織的な対応力を強化していき、いじめの防止につなげていくことが大事である。暴力件数（40件→18件）は減少した。しかし、今後直接的な関わりが増えることで人間関係のトラブルの増加が予想されるため、具体的な場면을提示した指導を行っていく必要がある。不登校児童生徒数（155人→200人）は増加した。新型コロナウイルス感染症による学年・学級閉鎖、交流制限や活動の変更による気力の低下や不安、ゲーム依存による生活リズムの乱れ等が要因と考えられる。また、親子関係の不和に起因する不登校児童生徒も多くなってきている。

【今後の方針】

各学園には、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業や合同修学旅行などの体験活動の実施を引き続き働きかける。新型コロナウイルス感染症の5類への移行で制限が緩和されることにより、各学園とも小中、小小の連携活動の充実を考えるものと思われる。また、令和2年度から全市立学校に導入したコミュニティ・スクールにより、学校・学園と地域が連携した体験活動の更なる充実が期待される。児童生徒の学びや個々のスキル向上、社会性の育成のために活動の振り返りを通し、自らの成長を実感できるようにする。そのために事前・事後の活動や指導を充実させるよう引き続き各学校に指導する。

令和5年度は、分析された結果がすぐ分かるWEBQUを活用することで、児童生徒の心的状況を把握して共有することは、これまでよりも容易になると考えられる。不登校の未然防止や早期解決を目指し、有効な活用ができるように現場に一層働きかけていく。一方で、児童生徒の社会性育成には、共に学ぶ仲間や集団（学級）の状況も大きく関わってくる。温かく規範意識の高い学級（満足型学級）づくりができるよう、WEBQU実施後の分析を一層丁寧に行うよう各学校に働きかけを行っていく。

1－(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

(学校教育課)

【施策の基本方針】

健康教育の一環として、食育では子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、各学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する

「1学校1取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校5・6年生と中学校1～3年生、義務教育学校5～9年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくる日や、自分だけでつくる日を設定する。

②（体力向上に係る）「1学校1取組」

体力テスト（※7）（8種目）の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、学年の弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的にバランスの取れた体力の向上が図られるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の「1学校1取組」の計画づくりに生かす。

※7 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテストのこと。8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ））を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【令和4年度における評価】 B

食育では、「子どもがつくる弁当の日」を小学校5年～中学校3年と義務教育学校5年～9年の全ての学年で計画した。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の中でも、実施方法を工夫して取り組んでいる学校が多かった。市内全校の対象学年で実施した回数は計168回で、令和3年度よりも19回増加した。各回の活動のねらいに対する児童生徒の取組の姿について、各学校の担当教職員が「大変よい」「よい」と回答した肯定的評価は96.9%と高い評価を維持した。「子どもがつくる弁当の日」の取組を通して、食や健康についての意識が高まった。

小学校5年男女及び中学校2年男女対象の体力テスト（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）では、各8種目中、小学校5年男子が6種目、小学校5年女子が3種目、中学校2年男子が5種目で県平均を上回った。全体的に令和3年度から向上した。しかし、小中学校ともに女子に改善の余地がある。小学校5年女子では、特にソフトボール投げが課題である。中学校2年女子では、全ての種目で県平均を下回り、中でも、上体起こし、立ち幅とびとハンドボール投げが県平均より大きく下回っており改善が必要である。

【今後の方針】

食育では、令和5年度からは、「子どもがつくる弁当の日」の一斉実施はせず、各学校に一任する。健康づくり課食育推進室の学校食育推進事業と連携しながら、生活習慣の改善を進めていく。

体力づくりでは、体力テスト（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）の県平均より上回っている種目を維持・向上させる取組を継続させていく。一方、ボール投げなどの弱点種目を克服していく。そのために、各校が、弱点補強に沿った「1学校1取組」による学校独自のプログラムを継続し、授業改善に取り組むよう促していく。

2 社会の進展に対応した教育の推進

2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

（学校教育課）

【施策の基本方針】

グローバル化、情報化の社会を主体的に生きるため、外国語教育の充実やICTを活用した授業の推進を図り、英語によるコミュニケーション能力やICT活用能力等を育成する。

【主な事務事業】

① ICT環境の整備

GIGAスクール構想（※8）に基づきICTに係る環境を整備し、授業で有効活用して、教育の質の向上を図る。

※8 GIGAスクール構想とは、一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する施策のこと。

② 外国語教育推進事業

ALT（※9）やCIR（※10）を指導者として市内小・中・義務教育学校へ派遣し、外国語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語の面白さやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※9 ALTとは、Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

※10 CIRとはCoordinator for International Relationsの略で、日本人教師とともに英語・外国語活動教育を行い、国際理解教育の推進に努めている。一般的には国際交流員と呼ばれることが多いが、三条市では、職務内容から国際理解教育推進協力員と呼称している。

【令和4年度における評価】B

教職員のICT活用能力等を育成するために令和4年度も引き続き「プログラミング教育研修」「授業実践研修」「事例研修」を実施した。全ての講座において、参加した教職員自身の肯定的評価は90.0%以上を達成した（「今回の研修会は、理解に役立ちましたか。」「今回の研修会は、今後の教育実践等に役立ちそうですか。」のいずれに対しても）。また、GIGAスクール構想に基づき、ICT教育推進講師（2名配置）の支援のもと、各学校で教材づくりや授業づくりの研修を推進することができた。「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「①学習に対する児童生徒の興味・関心を高めるためにICT機器等を活用することができる」と回答した教職員は85.9%、「③わかりやすく説明したり児童生徒の思考や理解を深めたりするためにICT機器等を活用することができる」と回答した教職員は70.2%と目標を上回った。しかし、「②児童生徒一人一人に課題を明確につかませるためにICT機器等を活用することができる」と回答した教職員は67.2%、「④学習内容をまとめる際に児童生徒の知識の定着を図るためにICT機器等を活用することができる」と回答した教職員は67.6%と割合は増えたものの目標には達しなかった。引き続き研修を通して教職員のICT活用能力を高めていく必要がある。

令和4年度のALT（外国語指導助手）やCIR（国際理解教育推進協力員）の授業での指導力と勤務態度に関する肯定的評価は98.6%であり、目標値に達している。児童生徒は、ALTやCIRによる英語授業に意欲的に取り組むことができたといえる。

【今後の方針】

整備された端末を児童生徒が効果的に活用することができるように、教職員が「授業中にICTを活用して指導する能力」を一層伸ばしていくとともに、児童生徒がICTを使って思考し表現する学習を更に充実させていくことが求められる。その一つとして、中学校、義務教育学校にプログラミング教材を導入し、ICT機器を活用した問題解決学習を経験させる。また、全ての学校に英語・外国語の学習者用デジタル教科書を配備し、効果的な活用方法について周知して活用の推進を図っていく。

ALTやCIRを活用した授業については、授業計画の早期立案や事前打合せの

時間確保による授業内容の充実、配布教材の早めの作成等を各校に指導し、引き続き ALT や CIR の指導力を活かせるようにする。また、ALT の指導力向上のために、派遣会社のインタラックとの連携強化を図っていく。

2-2 市民性を高める教育の推進

(学校教育課)

【施策の基本方針】

三条市の教育資源と人材を活用し、三条市の子どもたちに、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成を図る。

【主な事務事業】

① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る(小学生向け)」「小刀を使ってものを作る(小学生向け)」「のこぎり、かんなを使って木を切る、削る(中学生向け)」「砥石を使って包丁を研ぐ(中学生向け)」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりのまち三条のよさを知り、ふるさと三条を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味・関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、科学的思考力と創造力を育む。

【令和4年度における評価】B

「刃物・ものづくり教育」「科学教育推進事業」の参加者のアンケートについてはいずれも目標値を上回った。いずれの事業も感染症拡大防止策を講じながら、できる限り多くの児童生徒が参加できるように努めた。このことにより、「ものづくりのよさや素晴らしさ」「科学の楽しさや面白さ」を多くの児童生徒が感じることに繋がった。「わくわく科学フェスティバル」については、中学生・園児まで対象を広げることがせず、小学生のみを対象とした。サテライト会場の活用や時間の分散も視野に入れて開催することで、更に多くの参加者の受入れが可能であったと考える。

今後も、「ものづくりのまち三条市」の特色を生かした質の高い学びを提供することで、参加者の肯定的評価を維持していく。

また、防災教育については、本成寺中学校を会場に、県防災教育プログラムに基づいた授業公開と外部講師による講演会を実施した。生徒は、地域防災のためにできることについて理解を深めることができた。また、延べ149

人の教職員が参加し、災害時の対応等について学んだ。

【今後の方針】

「刃物・ものづくり教育」は「ものづくりのまち三条市」の特色ある取組として、今後も継続し、地域の方々との交流を通して、三条のよさを一層感じることができるようにする。包丁研ぎ学習の際に生徒が包丁の運搬をしなくてもよいように安全面の工夫を行いながら実施する。

「科学教育推進事業」については、今後も図書館等複合施設『まちやま』に開設した「三条市立科学教育センター」を主な会場として実施する。「科学ゼミナール」に関しては、今後も科学教育の内容だけでなく、生き方教育も含んだ内容としていく。「わくわく科学フェスティバル」に関しては、小学生だけでなく、中学生・園児も対象として実施していく予定である。

防災教育については、年度ごとに指定する学園（重点実施学園）で取組を更に充実させ、教職員の指導力及び非常時対応力の向上を図る。さらに、学校での防災教育の取組について、学園・学校運営協議会での報告や教育センターからの広報を通して、地域・保護者に周知し、災害時の連携の重要性について理解を図る。

2-3 社会で自立するための特別支援教育の充実

（学校教育課）

【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム（※11）構築のための特別支援教育の推進及び「障害者差別解消法」の施行（H28.4.1）に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことを受け、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教職員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の充実を図る。

※11 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

【主な事務事業】

① 特別支援教育事業

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適した教育を行うとともに、その保護者の負担軽減を図る。

② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進と基礎的環境整備と合理的配慮についての情報提供を図ることを目的とした「参

加・対話・演習型」の研修会を開催する。

【令和4年度における評価】B

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載を明確にし、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた校内指導体制を充実させるよう働きかけた。このことにより、学習上及び生活上の困難さを軽減し、個の成長につなげることができた。特別支援サポーター（パートタイム職員）の定員を令和4年度から73人に拡充し、69人（令和3年度は65人定員）を配置することができた。しかし、応募者が少なく、73人の定員を充足できなかった。学校では、特別な支援が必要な児童生徒数の増加や障害の多様化・重篤化により、より多くの支援者を求める現状がある。

また、教職員対象の特別支援教育研修会等を実施し、児童生徒及び保護者のニーズに応じた環境整備や支援を行う教職員の指導力の向上を図ることができた。

【今後の方針】

令和3年度から個別の教育支援計画等の書式を一部変更した。本人や保護者との合意形成を図った上で「合理的配慮」を記載するよう繰り返し働きかける。あわせて、指導体制の一層の充実に向け、特別支援サポーターの定員を充足したい。管理職から積極的に紹介いただいたり、市ホームページの募集案内を見やすくするよう依頼したりする。

インクルーシブ教育システムに絞った研修や管理職と特別支援教育コーディネーターを対象とした支援体制説明会の実施を継続し、特別支援学級担任だけでなく、全ての教職員が特別支援教育に関する理解を深めていくことを目指す。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握や分析、支援の方策や特別支援学級の授業づくり等の研修を継続実施していく。

年長児の就学相談に資するため、「特別支援教育ガイダンス」を継続する。

2-4 学校外における学びの機会の充実

(学校教育課)

【施策の基本方針】

一人一人の児童生徒の学びたいという気持ちに応え、児童生徒のもっている力を更に伸ばし、学力向上を図る。学校での授業内容をより確かなものにすることを目指し、補充的な内容について学習したいという児童生徒や授業内容を十分に理解し更に発展的な内容について学習したい児童生徒に、学習の機会を提供する。

【主な事務事業】

① さんじょう学びのマルシェ

令和2年度末で日曜日の学びのマルシェの講座を終了し、土曜日の学びのマルシェに児童生徒の学習習熟度別に3種類の定期講座を1年を通じて実施する。学校の補足的な学習及び発展的な学習をそれぞれ年30回実施する。指導者は、『広報さんじょう』等で募集する。

【令和4年度における評価】C

申込総数は令和3年度の193人に対して、令和4年度は145人であった。新型コロナウイルス感染症が令和4年度も引き続き拡大していたことにより、不特定多数の人が集まる学びのマルシェへの申込みを控える影響が出たと考えられる。

参加した児童生徒は、自身の学習状況に適したコースを選択することができ、適切に学習を進めることができた。児童生徒のアンケートの記述から、受講者の96.9%が学習満足度や学習意欲の向上を実感することができ、個に合わせた丁寧な対応がなされている。

【今後の方針】

令和5年度の実施において、令和4年度に引き続き、募集案内を3回程度配布することやTwitterの定期的な発信、見学会・体験会の実施を計画し、広く知ってもらうことを目指す。

今後も指導員が児童生徒の学習状況等を把握して、学習指導に生かしたり、振り返りシートを用いて個別に助言したりするなど、児童生徒の学習意欲の向上につながる支援をしていく。また、習熟度クラスの見直しを図り、指導の効率化を図る。

3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

3-1 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の4つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 「遊び」を通じた豊かな教育活動

子どもは夢中になって遊ぶことで思考力や想像力を養い、友達と協力することや環境への関わり方を身に付けていくことから、体を動かして多様な体験活動を推進する。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

③ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

④ 信頼される幼稚園・保育所（園）づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所（園）づくりを進める。

【主な事務事業】

① 幼児の運動遊び事業

屋内や自然環境等において様々な遊びを体験させることを通して、子どもたちの多くの気付きや好奇心を誘発するとともに、自由に体を動かすことで運動能力を身に付けさせる。

② 三条っ子発達応援事業（年中児発達参観事業）

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもたちの特性にできるだけ早期に気付き、一人一人にあった適切な対応と継続的な支援を行う。

【令和4年度における評価】 B

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため、運動遊びの実践などの成果については目標値に達していないが、各施設において工夫を施しつつ取組を進めており、保育時間内での運動遊びの実施施設は昨年度と比較して増加した。なお、幼稚園・保育所（園）等での「三条版運動遊びプログラム」（※12）の活用が前年度に比べ減少したため、保育活動の中で取り入れてもらえるよう更なる周知を図る必要がある。

また、自然体験活動では、活動場所を三燕みどりの森公園で実施し、子ども達は自然の中でじっくりと植物や昆虫などを観察することで、様々な発見をして五感を通じた活動につながった。

※12 三条版運動遊びプログラムとは、幼児期運動指針等を基に、運動遊び実践の考え方、保育者の役割、遊びの実践例を掲載したプログラムのこと。

② 年中児発達参観前に特別な支援や配慮が必要な子どもへの気付きが目標値を達成できなかったが、年中児発達参観をきっかけに早期に気付き保育者と子どもの姿を共有して着実に支援につながることができた。また、発達支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターに対して、スキルアップ研修を実施することにより、保育者の理解の促進及び資質向上を図った。

- ③ 若手保育士の資質・専門性の向上や中堅保育士等の保育の質向上を図るため、新潟大学附属幼稚園、長岡市、見附市及び三条市合同で研修会を開催した。研修会では子どもの姿を多面的に捉えることの大切さなど、公立や私立の垣根を越えて異なる立場や経験を持った保育者同士が交流を行ったことで、研修での学びが自身の保育観を深めるだけでなく、園全体の学びにつながっている。
- ④ 新たに保育所評価を実施した保育園が1園増加したが、保育所評価とは別に保護者等アンケート調査などを実施し保育所評価及び公表の実施については隔年としている幼稚園・保育所（園）等があるなど、毎年の評価・公表に至っていない幼稚園・保育所（園）等もあるため、引き続き毎年度実施に向け働きかけを継続していく。

【今後の方針】

- ① 「三条版運動遊びプログラム」の活用、保育活動における運動遊びや体験活動の実践がより浸透していくよう、研修会を実施するなど更なる充実を図っていく。あわせて「三条版運動遊びプログラム家庭編」を保護者へ配布し、家庭での運動遊びの実践も促進する。
また、自然体験活動については、安全対策、情報収集等を十分に行い、子ども達の学びにつながる体験活動となるために実施方法の改善を図っていく。
- ② 年中児発達参観を着実に実施していくことと併せ、コーディネーターに必要な基礎知識やスキルを習得するための養成研修を開催するとともに、研修受講者のスキルアップを図るためフォローアップ研修を開催する。
- ③ 研修会を継続的に開催し、保育者の力量や若手保育者の専門性及び資質の向上を図るとともに、保育経験年数などによる保育者の計画的な育成を図っていく。
- ④ 保護者との信頼関係や幼稚園・保育所（園）等での保育内容の充実につなげるため、全ての施設で毎年確実に保育所評価及び評価結果の公表ができるよう、引き続き、幼稚園・保育所（園）等に対し公表の重要性を説明するとともに、公表ができていない施設に対し、その理由を確認した中で公表ができるよう支援していく。

3-2 幼保小連携の推進

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目2「幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携の推進」における次の3つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 確実な引継ぎ・継続的な支援

幼稚園や保育所（園）等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

② 交流活動の推進

幼稚園・保育所（園）等から小学校に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるように、幼稚園・保育所（園）等と小学校の交流を推進する。

③ 育ちのつながりを意識した指導

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保小のそれぞれの良さを活かした保育・教育の充実を図っていく。

【主な事務事業】

① 幼保小連携交流活動の実施

各学園エリアを基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校が連携して行う幼保小、幼保・保保、職員の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携実務者会議及び各学園ごとの幼保小連携会議を開催する。

【令和4年度における評価】 B

- ① 幼稚園・保育所（園）等から小学校への要録及び個別の発達支援計画は、全ての施設で100%引継ぎが行われ、個別の配慮が必要な子どもについて継続した支援のための資料として活用されている。
- ② 交流活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止による登園自粛や休園期間などが長かったことから、職員間で対面での引継ぎや情報交換が十分にできず前年度よりも成果指標としている実績値が減少したが、新型コロナウイルス感染拡大防止における制限がある中でも、内容の変更や工夫により、計画通り交流活動を実施した幼保小の割合が80.5%と前年度の76.4%に比べ実施率が上がっている。また、アンケート結果では「子どもが入学を楽しみにするようになった」という割合が96.8%と前年度を上回り交流活動の成果といえる。
- ③ 就学前後の接続期（※13）における子どもの育ちや学びの連続性と一貫性を確保するための指針である「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」の活用については、スムーズに就学に繋げるため、具体例を参考に実践している。また、保育者と小学校教員との情報交換時に指導方法について一緒に考えるなど接続期の見通しや活動内容を検討する際に

活用をした。

※13 三条市教育委員会では、小学校就学前後の連続した期間（小学校就学前の1月から小学校就学後の6月まで）を「接続期」と設定している。

- ◎ ①～③に記載のとおり、一定の成果は上げているものと捉え、施策の評価においては成果目標どおりのBとする。

【今後の方針】

- ① 要録及び個別の発達支援計画の引継ぎが全ての施設で行われるよう、公立所長会議や私立保育園長会議など様々な機会を捉えて働きかけを行っていく。
- ② 全ての子どもが安心して楽しく学校生活を送るために交流活動を実施する。また、各種交流活動の効果がより上がるよう、実践の好事例を共有し取組全体としての質の向上を図っていく。
- ③ 接続期における「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」については、より有効な活用や浸透が図れるように、幼保小連携実務者会議等で実践例を共有し、子どもの姿についての成果や課題等の意見交換を行っていく。

3- (3) 家庭への支援の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目3「家庭への支援の充実」における次の2つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が子育てに自信を持ち、楽しいと感じることができるよう働きかけや環境づくりに努める。

② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所（園）等は、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化支援事業

家庭、保育所（園）、幼稚園、学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。
また、乳幼児を育てる保護者を対象とする「初めてのママ講座」、「NP (Nobody's Perfect 「完璧な親なんていない」) 講座」(※14)を開催する。

※14 NP (Nobody's Perfect 「完璧な親なんていない」) 講座とは、乳幼児（0歳～3歳）を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

② 相談事業の実施（公立保育所運営費、私立保育園運営費、子育て拠点施設費により運営）

市内7か所の子育て支援センター及び2か所の子育て拠点施設において、面談又は電話により子育て等に関する相談に対応するほか、子育て拠点施設において助産師及び栄養士による相談会を定期的の実施し、子育て中の保護者の支援を行う。

【令和4年度における評価】B

① 小学校就学時には「元気に学校生活を送るためのポイント」をテーマに幼稚園・保育所（園）等と学校生活の違い、子どもとの関わり方のポイントや規則正しい生活リズムの整え方等を内容とする家庭教育講座を実施して多くの保護者からとても役に立ったと高い評価を得た。

中学校入学・進級時説明会時の講座では、新たな取組として令和4年度から「知ってほしい思春期の子どもたち」に内容を見直し実施した。保護者にとって関心が高いテーマであったため、アンケート結果では、役に立ったと回答した参加者が多く、結果として目標値を上回ることができた。

また、乳幼児保護者の育児不安の軽減や保護者同士の情報交換、仲間づくり支援のための「NP (Nobody's Perfect 「完璧な親なんていない」) 講座」及び「初めてのママ講座」を実施しアンケートの中で「悩みなどを共有して、少し気持ちが楽になった。」「相談できる仲間に出会えてよかった。」などの回答があり、子育ての不安解消、ひいては子育てに対する自信を持つことにつながったと考えられる。「NP 講座」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、申込み人数が少なく5回の実施予定中3回を中止とした。実施できた2回については、参加者からとても好評であったため、参加申込みにつながるよう引き続き周知方法、実施方法や内容の検討をしていく。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止していた講座やイベントが、徐々に再開し、休館もなく利用できたことから、子育て支援センターの令和4年度利用者数は13,032人の前年度比4.3%増、子育て拠点施設「すまいるランド」「あそぼって」の利用者数は、63,979人の前年度比35.3%

増となり、利用は回復傾向にある。

また、感染症禍においても気軽に相談できる体制を整え、LINEによる「子どもなんでも相談」を実施したほか、子育て支援情報メールやTwitterに加え、令和4年12月からは子育て支援サイトを開設し、情報発信に努めた。

- ◎ 成果指標においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て支援センター等での相談件数は目標値には達していないが、増加に転じている。外出ができない、対面での相談に不安があるなど、個々の状況に対応できるように、気軽に相談しやすい環境を整えたことで、LINEによる「子どもなんでも相談」の登録者数は389人となり、多くの相談を受けることができた。

このほか、子育て支援サイトの開設を始め、広報さんじょうの子育て情報や子育て支援メールなどを引き続き積極的に活用していることも併せ、家庭への支援の充実の施策について総合的に判断し、評価を成果目標どおりのBとする。

【今後の方針】

- ① 家庭教育講座については、子どもの成長段階に合わせた問題や課題について、講座内容の見直しを適宜実施していく。また、「NP講座」についても、多くの保護者が参加できるよう周知方法の工夫、参加対象者のニーズの把握をし、講座内容等を検討して実施することで、保護者同士の情報交換や仲間づくりを支援していく。
- ② 子育て支援センター及び子育て拠点施設においては、利用者増につながるよう講座等の充実に努めるとともに、親同士の交流促進や気軽に相談できる体制の充実に図っていく。

LINEによる相談については、より子どもに関わる様々な悩みを気軽に相談できるものとして引き続き対応していくほか、登録者に有効な情報発信ツールとしても活用していく。

また、子育て世代に対して必要な情報が的確に届くよう子育て情報メールやTwitterなどを活用するとともに、子育て支援サイトの充実に図っていく。

4 教育の充実を図る環境の整備

4-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計

画的な統廃合に取り組みながら、児童生徒が安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

【主な事務事業】

① 学校の情報通信環境の整備事業

R5年度予算で、全小中学校及び義務教育学校の理科室に無線LANを整備する。

② 学校のトイレ改修事業

児童生徒が健やかに学習・生活できる環境を整備し、学校内トイレの環境向上を図るため便器の洋式化を含めた改修工事を実施する。

【令和4年度における評価】 A

児童生徒の学校のトイレに対する汚い、臭いといった印象を払拭し、学校のトイレに行きやすい環境を整えることを目的として、令和4年度に改修工事を実施し、市立学校全てで洋式便器への改修工事を終了した。

また、単にトイレの改修だけではなく、学校トイレの利用に関する児童生徒の気持ちを前向きに変えていくきっかけにするため、啓発用ポスターを募集し、優秀作品の表彰を行った。

トイレの改修とポスター募集を契機に、汚い、臭いといった学校トイレに対する従来のイメージを払拭するとともに、学校のトイレを使うことは当たり前のことであり、何も恥ずかしいことではないという意識啓発につながった。

【今後の方針】

今後の多様な授業形態への対応を見据え、特別教室や体育館などへの高速ネットワーク環境整備の必要性も含め、学校内のICT環境の拡充の必要性について検討した結果、令和5年度は、科学教育強化の一環として全小中学校及び義務教育学校の理科室に無線LANを整備する。

また、理科室以外の特別教室等について、同様の環境整備の必要性及び優先順位を検討するため、令和5年度中に必要なデータを収集するモデル校を選定し、既存のモバイルルーターを活用して実証実験を行い、令和6年度の予算編成に向けた基礎資料にしていく。

Ⅲ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

1 教育委員会の会議

○令和4年第5回定例会（4月26日）

報 告：報第1号 専決処分報告について（学園長及び副学園長の任命）

報第2号 小中一貫教育実施状況について

報第3号 令和3年度第2回三条市社会教育委員会会議録について

議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和3年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

○令和4年第6回定例会（5月25日）

報 告：報第1号 小中一貫教育実施状況について

議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（令和4年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

議第2号 三条市就学援助費交付要綱の一部改正について

○令和4年第7回定例会（6月24日）

報 告：報第1号 三条市教育基本方針の策定及び三条市教育基本方針等検討委員会委員の委嘱について

報第2号 教育に関する事務の点検及び評価の実施方針等について

報第3号 小中一貫教育実施状況について

議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和4年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

議第2号 三条市教職員住宅管理規則等の一部改正について

議第3号 三条市一時預かり事業実施要綱等の一部改正について

議第4号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱等の一部改正について

議第5号 三条市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付要綱の一部改正について

○令和4年第8回定例会（7月26日）

報 告：報第1号 令和4年（2022年）三条市議会第3回定例会の概要について

報第2号 小中一貫教育実施状況について

報第3号 令和4年度第1回三条市社会教育委員会会議録について

報第4号 令和4年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について

- 議 事：議第 1 号 専決処分報告について（三条市教育委員会の所管に係る個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正について）
- 議第 2 号 専決処分報告について（三条市教育委員会事務決裁規程の一部改正について）
- 議第 3 号 専決処分報告について（三条市教育委員会の所管に係る児童福祉法施行細則等の廃止について）
- 議第 4 号 社会教育委員の委嘱について

○令和 4 年第 9 回定例会（8 月 26 日）

- 議 事：議第 1 号 市長からの意見聴取について（令和 4 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
- 議第 2 号 三条市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払実施要綱の制定について
- 議第 3 号 令和 4 年度教育に関する事務の点検及び評価結果の市議会への提出及び公表について
- 議第 4 号 令和 4 年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

○令和 4 年第 10 回定例会（9 月 27 日）

- 報 告：報第 1 号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の人事異動）
- 報第 2 号 令和 4 年（2022 年）三条市議会第 4 回定例会の概要について
- 報第 3 号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第 1 号 令和 4 年度三条市子育て世帯家計応援給付金支給事業実施要綱の制定について

○令和 4 年第 11 回定例会（10 月 24 日）

- 報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

○令和 4 年第 12 回臨時会（10 月 27 日・非公開）

○令和 4 年第 13 回臨時会（11 月 8 日・非公開）

○令和 4 年第 14 回定例会（11 月 24 日）

- 報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第 1 号 市長からの意見聴取について（三条市児童クラブ条例の一部改正）
- 議第 2 号 市長からの意見聴取について（令和 4 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
- 議第 3 号 三条市教育委員会の所管に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の制定について

○令和4年第1回協議会（11月24日・非公開）

○令和4年第15回臨時会（12月5日・非公開）

○令和4年第16回定例会（12月22日）

報告：報第1号 令和4年（2022年）三条市議会第5回定例会の概要について

報第2号 小中一貫教育実施状況について

○令和5年第1回定例会（1月25日）

報告：報第1号 令和5年（2023年）三条市議会第1回臨時会の概要について

報第2号 小中一貫教育実施状況について

議事：議第1号 三条市教育基本方針について

議第2号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和4年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

議第3号 三条市出産・子育て応援給付金支給要綱の制定について

○令和5年第2回定例会（2月15日）

報告：報第1号 小中一貫教育実施状況について

報第2号 令和4年度三条市立学校卒業式参列者について

議事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市諸橋轍次博士奨学金条例の制定について）

議第2号 市長からの意見聴取について（三条市諸橋轍次博士奨学基金条例の制定について）

議第3号 市長からの意見聴取について（三条市こども未来委員会条例の一部改正について）

議第4号 市長からの意見聴取について（三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

議第5号 市長からの意見聴取について（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

議第6号 市長からの意見聴取について（三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

議第7号 市長からの意見聴取について（令和4年度三条市一般会計補

正予算（教育委員会所管分）

議第8号 市長からの意見聴取について（令和5年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分））

議第9号 三条市教職員住宅管理規則の一部改正について

議第10号 三条市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正について

○令和5年第1回協議会（2月15日・非公開）

○令和5年第3回臨時会（2月21日・非公開）

○令和5年第4回臨時会（3月10日・非公開・書面開催）

○令和5年第5回定例会（3月27日）

報告：報第1号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の人事異動）

報第2号 専決処分報告について（管理職を除く教職員の人事異動）

報第3号 令和5年(2023年)三条市議会第2回定例会の概要について

報第4号 小中一貫教育実施状況について

報第5号 令和4年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

報第6号 令和4年度第3回社会教育委員会議会議録

報第7号 三条市立大面小学校教頭による校長職務代理行為について

議事：議第1号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等の人事異動）

議第2号 三条市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則の制定について

議第3号 三条市諸橋轍次博士奨学金条例施行規則の制定について

議第4号 三条市教育センター条例施行規則の一部改正について

議第5号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について

議第6号 三条市新生児聴覚検査事業実施要綱の制定について

議第7号 三条市将来の妊娠を見据えたケア事業実施要綱の制定について

議第8号 三条市不育症治療費助成事業実施要綱の制定について

議第9号 三条市子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の制定について

議第10号 三条市産後ケア事業実施要綱の一部改正について

議第11号 三条市医療機関に委託して行う妊婦及び乳幼児の健康診査
実施要綱の一部改正について

議第12号 三条市不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正について

議第13号 三条市幼児教育推進プラン（第3次）について

2 総合教育会議

○第1回（令和4年11月24日）

議 題：(1) 三条市教育大綱（案）について

3 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

訪問日	訪問校
令和4年10月27日	大浦小、笹岡小、保内小、旭小、須頃小
〃 11月1日	栄中央小、栄北小

4 教育委員の行政視察

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止とした。

5 教育関係会議への教育長及び教育委員の出席

- ・ 全県教育長会議（令和4年4月13日 新潟市）
- ・ 関東地区都市教育長協議会総会（書面開催）
- ・ 新潟県都市教育長協議会春季定期総会（令和4年5月23日 佐渡市→オンライン開催）
- ・ 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（令和4年5月12・13日 山口県山口市）
- ・ 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（書面開催）
- ・ 新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（令和4年7月15日 妙高市→書面開催）
- ・ 新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（令和4年10月21日 魚沼市）
- ・ 市町村教育委員会研究協議会（令和4年11月10・11日 群馬県前橋市）

6 その他の出席

三条市立学校卒業式等